

【表紙】
【提出書類】 変更報告書No.5
【根拠条文】 法第27条の25第1項及び第2項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 弁護士 谷川 達也
【住所又は本店所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー
西村あさひ法律事務所
【報告義務発生日】 令和4年12月28日
【提出日】 令和4年12月28日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1
【提出形態】 その他
【変更報告書提出事由】 株券等保有割合の1%以上の減少
共同保有者の減少

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社KADOKAWA
証券コード	9468
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	株式会社カカオ(Kakao Corp.)
住所又は本店所在地	大韓民国済州特別自治道済州市先端路242 (242, Cheomdan-ro, Jeju-si, Jeju-do, Korea)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成7年2月16日
代表者氏名	ホン・ウンテク(Hong Eun-taek)
代表者役職	代表取締役(Representative Director)
事業内容	コンピューターの開発、製造及び販売、マルチメディア・プログラム並びにデータベースの検索、開発及び販売等

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所 弁護士 中村 日菜美
電話番号	03-6250-6587

(2)【保有目的】

--

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	0		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	0	0	P
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （0+P+Q-R-S）	T		0
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和4年11月11日現在）	V	141,784,120
上記提出者の株券等保有割合（%） （T/（U+V）×100）		0.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		8.87

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況（短期大量譲渡に該当する場合）】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場 内外 取引 の別	取得 又は 処分 の別	譲渡の相手方	単価
令和4年12月28日	普通株式	12,575,800	8.87	市場 外	処分	株式会社カカオインベ ストメント	譲渡相手方 へ現物出資

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

令和4年11月10日に、提出者及び株式会社カカオインベストメント(以下「カカオインベストメント」といいます。)は、提出者が、カカオインベストメントに対し、(1)提出者が保有する発行者の普通株式12,575,800株及び(2)提出者が保有する韓国企業2社の発行済株式の一定数を現物出資することを内容とする契約を締結しました。当該現物出資は、令和4年12月28日に実行されました。提出者の株券等保有割合が0%となったことから、カカオインベストメントは共同保有者でなくなりました。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地